

有印文書における押印位置の問題をめぐって

小島道裕

文書に朱印を押す風習は、古代から現代に至るまで、東アジアに共通して見られる。しかし、有印文書についての研究は、「何の印を押すか」が中心で、「どの位置に押すか」という問題はあまり留意されてこなかった。この発表では、「日付上押印」という印の位置の問題に着目して、その歴史的な経緯を考察してみたい。

日本においては、古代律令国家が中国の書式を模して、官僚制の下で出される文書についての規定を作った。天皇、諸官司、諸国などの印が作られ、当初は文字面の全面に押されていたが、しかし、律令国家の変質と共に、印を省略して、担当者の署判で済ませる新たな様式が中心となり、中世には書状様式の文書が公文書でも多く用いられたため、有印文書は形骸化した。

その後、有印文書を積極的に用いたのは戦国大名の「印判状」とされるが、庶民においては15世紀前期から既に印が使用されている。これは、実名の下に自分の記号として花押を書く習慣から来ており、戦国大名の「印判状」も殆どが花押と互換性のある個人の印である。その中で、個人の記号ではなく、家の公印として印を用いたのが小田原を本拠とした北条氏であり、実名の下などではなく、日付上に押印したことが特徴である。

中国では、15世紀初め、明初には既に皇帝の発給文書が日付上に朱方印を一つ押す様式になっているようであり、朝鮮、安南などの東アジア諸国でもそれに倣った王命文書が出されている。北条氏が日付上に公印としての朱方印を押したことは、その知識によるものではないかと推測される。

この「日付上一朱方印様式」という押印方法がどのように成立し、東アジア諸国がどのように受容したのかは、比較古文書学的な課題と言えよう。